

計画策定(平成30年度)以降の取組(ごみ処理基本計画)

基本方針	基本施策	施策内容	実施事業(～R4)		
ごみの減量と資源化の推進	ごみの減量の推進	・家庭系ごみの減量化の推進 (食品ロス削減推進, 生ごみ処理機購入助成制度の継続)	「食品ロスゼロチャレンジ!」の実施 ※マイスター制度の導入(令和3年度～) 生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入費助成金		
		・事業系ごみの減量化の推進 (排出事業者による処理責任の徹底, 事業系廃棄物分別表作成)	—		
		・啓発, 情報発信活動の充実	広報すずかや鈴鹿市公式LINEを通じてごみの分別方法や出し方などの情報を発信		
		・ごみ処理手数料の適正化	—		
	資源化の推進	・家庭系ごみの資源化の推進 (雑がみ類の分別の推進)	雑がみの資源化(広報すずかを通じた啓発) 資源ごみ回収活動奨励金交付 おもちゃ病院の開催		
		・事業系ごみの資源化の推進 (事業系資源廃棄物の資源化への推進)	—		
		・資源ごみ排出方法の多様化 (民間回収を含む回収の促進)	市民に対する小型充電式電池の店頭回収の情報提供		
		・リユースの推進	広報すずかによる啓発		
		環境保全のためのごみの適正処理	効率的で適正な収集運搬	・効率的な収集体制の構築 (排出量に応じた収集運搬の検討) ・生活形態の変化に応じた情報収集	集積所設置基準の緩和(地域事情に応じて柔軟に対応) 福祉部局・鈴鹿市社会福祉協議会・地域包括支援センターとの情報共有(高齢者・障がい者支援)
			中間処理・最終処分計画	・安全で効率的な処理の実施 ・資源化の推進 (容器包装リサイクルの継続, 資源物の資源化の推進)	市民に対する小型充電式電池の店頭回収の情報提供 容器包装リサイクルの継続 プラスチック資源循環促進法に関する情報収集
処理施設整備	・安定的な廃棄物処理のための施設整備計画		鈴鹿市クリーンセンターの整備		
災害時ごみ処理対策	・ごみ処理体制, 適正処理等の整備		鈴鹿市災害廃棄物処理計画の見直し ※部内WGを開催, 計画の見直し, 人材育成		
地域と行政の連携の確立	きれいなまちづくり		・不法投棄対策の推進	監視カメラの点検整備, 不法投棄禁止看板作成	
	市民や事業者との連携した環境活動	・情報発信活動の協働推進	ボランティア清掃の情報発信		
		・環境教育の協働推進	「鈴鹿市の環境を考えるポスター」の開催 「美しいまち鈴鹿」を活用した環境教育(小学4年生対象)		
		・ごみ集積所管理運営の連携推進	廃棄物減量等推進員活動		
国県との連携	・各種制度の改訂や連携への働きかけ ・近隣市町との情報共有	三重県地域連携部鈴鹿地域防災総合事務所環境室との情報交換会, 三重県清掃協議会, 各種研修会への参加			

計画策定(平成30年度)以降の取組(生活排水処理基本計画)

基本方針	施策内容	実施事業(～R4)
公共下水道の推進	<p>市街化区域の人口密集地を中心に供用開始区域の隣接した地区を優先し、効率的な整備を進めていきます。</p> <p>〔 未普及地区の早期解消に向け、計画的な公共下水道の整備に取り組めます。 〕</p>	<p>牧田地区や栄地区などを中心に整備を進め、処理区域面積は平成29年度末2,108haから令和4年度末2,314haになり、5年間で206ha整備が進みました。また、平成26年に「都道府県構想策定マニュアル」が策定され、国から「汚水処理施設の10年概成」の方針が示され、令和8年度までの10年間は、未普及地区の早期解消に向け、計画的に整備を進めていきます。</p>
農業集落排水の維持管理	<p>生活排水を適正に処理するよう計画的な維持管理に取り組めます。</p> <p>〔 農業集落排水施設の効率的な維持管理に取り組めます。 〕</p>	<p>鈴鹿市内に18地区整備されており、平成30年から令和元年まで施設の劣化状況等を調べる「機能診断調査」を行い、令和2年度にその調査結果に基づき対策方法等をまとめた「最適整備構想」を策定しました。また、令和4年度には持続可能な施設のあり方を検討する「維持管理適正化計画」(3地区)を策定しました。今後も施設統合等の検討や施設の長寿命化を図り、効率的な維持管理に取り組んでいきます。</p>
合併処理浄化槽への転換促進	<p>合併処理浄化槽設置整備事業を推進する区域では、合併処理浄化槽の新設に加えて、単独処理浄化槽やし尿汲み取り式便所を設置している家庭に対して合併処理浄化槽への転換を補助制度により支援します。</p> <p>〔 合併処理浄化槽の普及に努めます。 〕</p>	<p>今後も補助金を交付し普及に努めます。</p>
し尿処理施設の整備	<p>老朽化が進んでいるクリーンセンターでは、長期的な視野に立った施設整備を進めていきます。</p> <p>〔 し尿・浄化槽汚泥等を適正に処理し、衛生的で快適な生活環境の保全に努めます。 〕</p>	<p>現在の施設は、昭和63年9月の稼働開始から30余年が経過し老朽化が進み、また、搬入物の性状が当初の計画とは大きく変わってきたため、安定した運転管理に困難になってきています。そこで、平成29年度には「鈴鹿市し尿・汚泥処理施設整備基本構想」を作成し、新たな施設の整備方針や整備スケジュールを検討してきました。</p> <p>その結果、令和9年度から新たな施設の稼働を目指し、令和4年度から令和5年度にかけて「鈴鹿市クリーンセンター整備に係る事業者選定アドバイザー等業務委託」を実施、令和6年度から設計・工事着工と進めていきます。</p>
水質保全に係る普及・啓発の推進	<p>広報紙やホームページを活用して、市民や事業者への啓発を推進します。</p> <p>〔 市内河川の水質を改善するため、生活排水の対策について市民及び事業者への指導及び啓発に努めます。 〕</p>	<p>浄化槽の適正な維持管理について、設置者に対して鈴鹿市ホームページを通じて啓発を行うとともに、鈴鹿市と環境保全協定を締結している工場・事業場に対して、発生する污水や生活雑排水の水質検査報告を求め、運転管理状況を確認しています。</p> <p>今後も浄化槽の適正な維持管理や工場・事業場の水質管理について、市民及び事業者に対して啓発・指導に努めていきます。</p>

一般廃棄物の現状

1. 家庭系ごみ・事業系ごみの推移

ごみ排出量は、2014（平成 26）年度から 2018（平成 30）年度まで、家庭系ごみ排出量は減少し、事業系ごみは増加を続けていましたが、新型コロナウイルス感染症による影響から、2020（令和 2）年度は家庭系ごみが増加、事業系ごみは減少となり、2021（令和 3）年度はいずれも減少しています

表 1 家庭系ごみ・事業系ごみ排出量の実績

(単位：t)

項目	年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
ごみ排出量		70,070	70,251	70,710	69,211	68,816	68,715	69,112	67,995	66,322	66,637
	前年度差	—	+181	+459	-1,500	-395	-101	+398	-1,117	-1,673	+315
	家庭系ごみ	50,831	51,148	50,533	49,030	48,597	48,316	48,306	48,667	47,285	46,847
	前年度差	—	+316	-615	-1,502	-433	-281	-11	+361	-1,381	-438
	事業系ごみ	19,239	19,103	20,178	20,180	20,218	20,398	20,806	19,328	19,036	19,789
	前年度差	—	-136	+1,074	+3	+38	+180	+408	-1,478	-292	+753

※端数処理により、合計が一致しない場合があります。

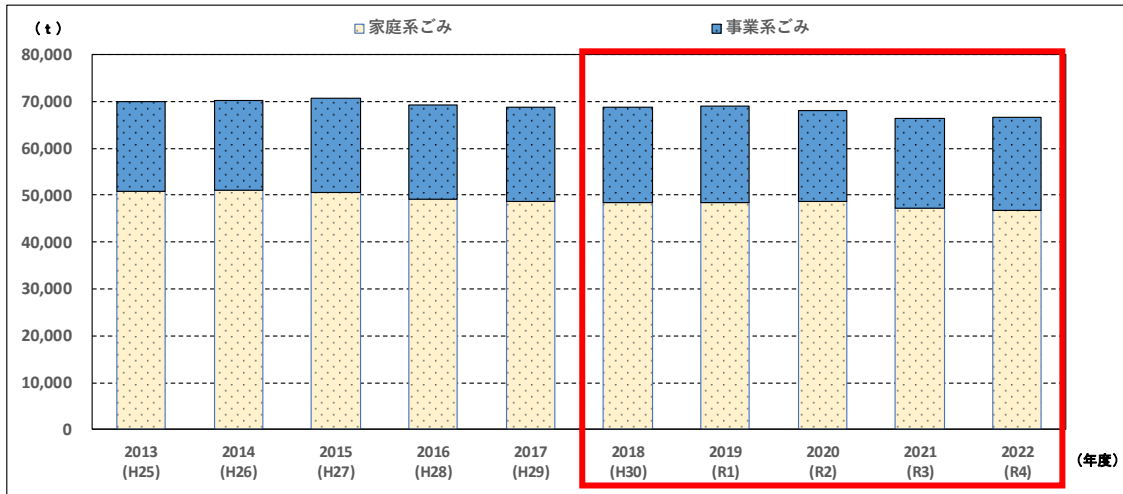


図 1 家庭系ごみ・事業系ごみ排出量の推移

2. 市民 1 人 1 日あたりのごみ量の推移

本市の人口は年々減少していますが、ごみの総排出量は横ばい傾向が続いており、2022（令和 4）年度の 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 928g となっています。

その主な要因としては、家庭系ごみの減少率の低下と事業系ごみの増加が考えられます。

表 2 1 人 1 日あたりのごみ排出量の実績

(単位: g/人・日)

年度 項目	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
鈴鹿市 (実績)	996	962	935	927	944	953	958	966	946	939	939	945	935	919	928
鈴鹿市 (前回予測)											936	932	929	925	922
三重県	1,043	1,000	966	970	976	986	975	959	950	945	947	947	947	938	
全国	1,033	994	976	976	979	972	947	939	925	920	919	918	901	890	

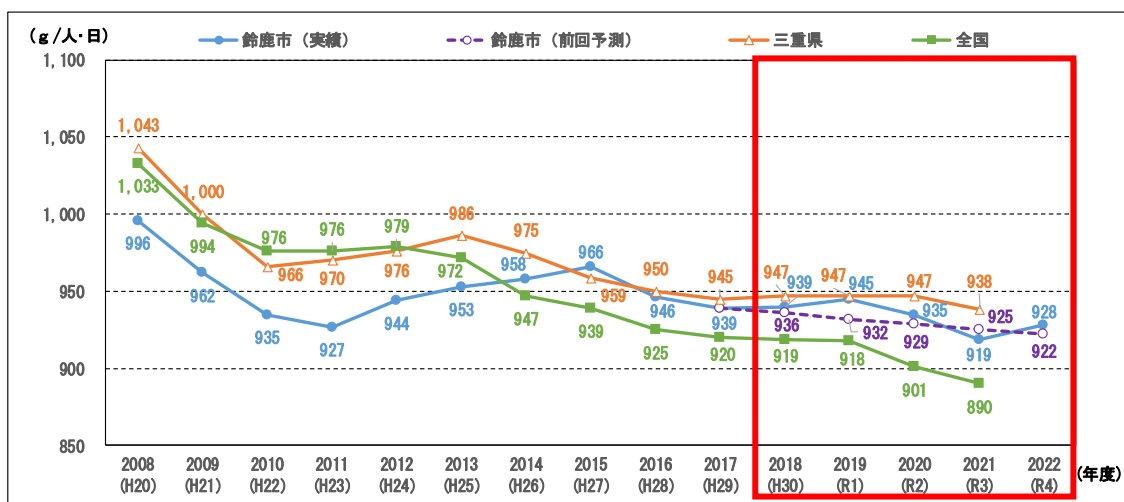


図 2 1 人 1 日あたりのごみ排出量の推移

3. 資源ごみ回収量の推移

(1) 収集資源ごみ回収量（プラスチックごみ含む）の推移

収集資源化ごみ回収量は年々減少傾向にありましたが、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症対策による「飲食」「移動」の行動制限による影響からか、やや増加しています。

なお、プラスチックごみは2013（平成25）年度よりプラスチック製容器包装として資源化しています。

表 3 収集資源ごみ量の実績

(単位：t)

項目	年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
プラスチックごみ		2,664	2,798	2,757	2,706	2,693	2,704	2,716	2,680	2,569	2,480
資源ごみ		2,896	2,617	2,167	1,912	1,702	1,598	1,532	1,744	1,746	1,724
新聞紙		684	589	414	363	283	236	203	253	270	297
雑誌・雑がみ		490	419	272	221	175	158	156	210	226	244
段ボール		422	405	356	307	259	229	209	252	252	236
紙パック		7	6	5	4	4	4	3	3	2	2
あきかん		198	183	167	153	147	141	138	143	140	130
あきびん		629	595	556	503	475	455	443	449	441	418
ペットボトル		230	199	193	192	188	203	202	234	235	233
衣類		235	221	206	169	171	171	176	201	180	165
プラスチックごみ+資源ごみ		5,561	5,415	4,925	4,618	4,395	4,302	4,248	4,424	4,316	4,204

※端数処理により、合計が一致しない場合があります。

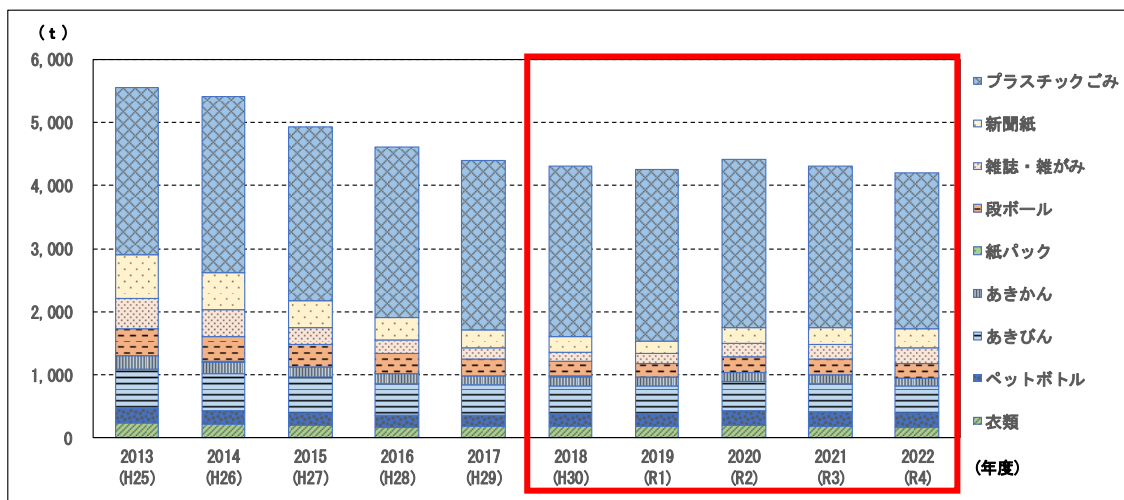


図 3 収集資源ごみ量の推移

(2) 集団回収量の推移

集団回収量は、年々減少傾向にあり、2013（平成 25）年度に対し、2022（令和 4）年度の回収量は 40.3%となっています。

回収品目の内訳では、新聞紙、雑誌類、段ボール類の回収量が多く、この 3 品目で全体の約 9 割以上を占めています。

表 4 集団回収量の実績

(単位：t)

項目	年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
集団回収量		3,182	2,997	2,837	2,565	2,291	1,952	1,895	1,394	1,313	1,282
新聞紙		1,550	1,468	1,343	1,206	1,033	863	795	512	491	482
雑誌類		816	731	674	575	501	425	428	320	289	276
段ボール類		647	637	662	640	625	538	543	451	434	428
紙パック		11	11	9	9	8	8	8	7	6	7
金属類		29	33	31	27	17	15	14	13	10	9
アルミ類		30	29	29	27	27	25	26	22	21	19
びん類		49	49	50	50	50	50	51	47	43	40
布類		50	41	39	32	29	28	31	22	18	20

※端数処理により、合計が一致しない場合があります。

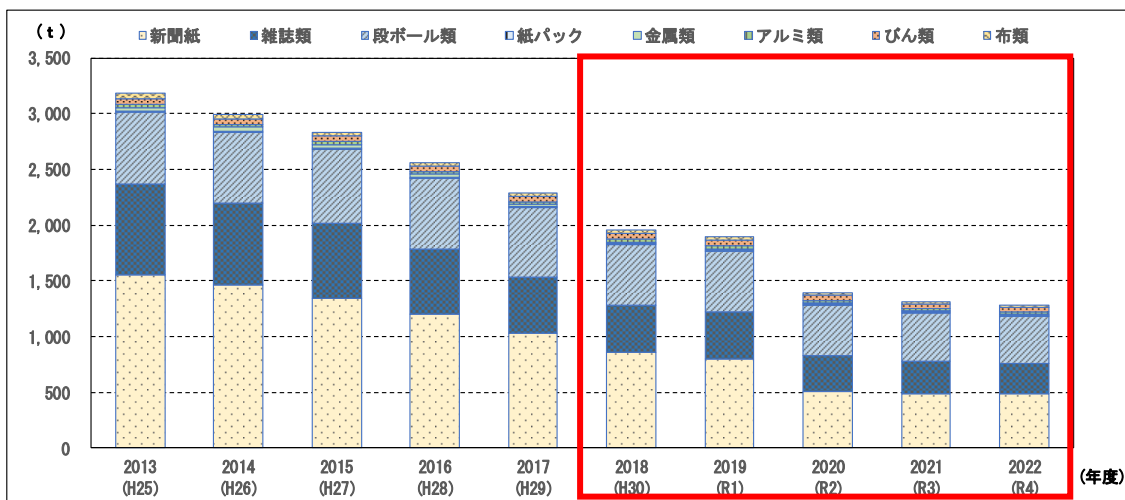


図 4 集団回収量の推移

4. 資源化率の推移

(1) 行政回収における資源化量及び資源化率の推移

資源化量は年々減少傾向にあり、2013（平成 25）年度に対し、2022（令和 4）年度の資源化量は 76.3%となっています。また、ごみ排出量よりも資源化量の減少の方が著しいことから、資源化率が年々低下しています。

なお、三重県（平均）の資源化率は本市よりも高い値で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症による影響か、2019（令和元）年度以降は著しく低下しています。

表 5 資源化量及び資源化率の実績

項目	年度										
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	
資源化量	17,436	16,787	16,198	15,536	14,887	14,529	14,380	14,048	13,476	13,297	
新聞紙	778	664	478	429	332	279	239	288	301	320	
雑誌・雑がみ	651	555	384	322	251	228	220	273	278	291	
段ボール	487	463	409	359	298	266	243	285	281	262	
紙パック	8	7	5	5	4	4	4	3	3	2	
あきかん	207	189	172	159	153	147	144	149	146	135	
カレット	635	623	608	514	475	545	475	468	476	450	
ペットボトル	196	175	176	160	166	156	155	156	157	136	
衣類	278	259	242	204	204	209	210	236	207	191	
鉄	1,214	1,082	1,079	1,061	1,090	1,176	1,312	1,420	1,249	1,141	
アルミニウム	101	86	86	75	73	81	87	120	114	111	
混合缶	46	48	49	47	50	51	52	55	51	50	
非鉄金属	32	30	31	28	30	32	29	32	26	25	
モーター類	4	3	5	4	4	2	3	4	4	3	
バッテリー	7	7	6	7	7	7	9	11	9	8	
羽根布団	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	
焼却灰資源化量	7,498	7,433	7,419	7,475	7,471	7,254	7,516	7,313	7,033	7,116	
プラスチック容器包装	2,041	1,994	2,042	1,931	1,772	1,855	1,767	1,817	1,805	1,757	
小型家電	70	173	171	191	217	286	21	23	23	15	
集団回収	3,182	2,997	2,837	2,565	2,291	1,952	1,895	1,394	1,313	1,282	
ごみ排出量	70,070	70,251	70,710	69,211	68,816	68,715	69,112	67,995	66,322	66,637	
資源化率（%）	24.9	23.9	22.9	22.4	21.6	21.2	20.8	20.7	20.3	20.0	

※端数処理により、合計が一致しない場合があります。

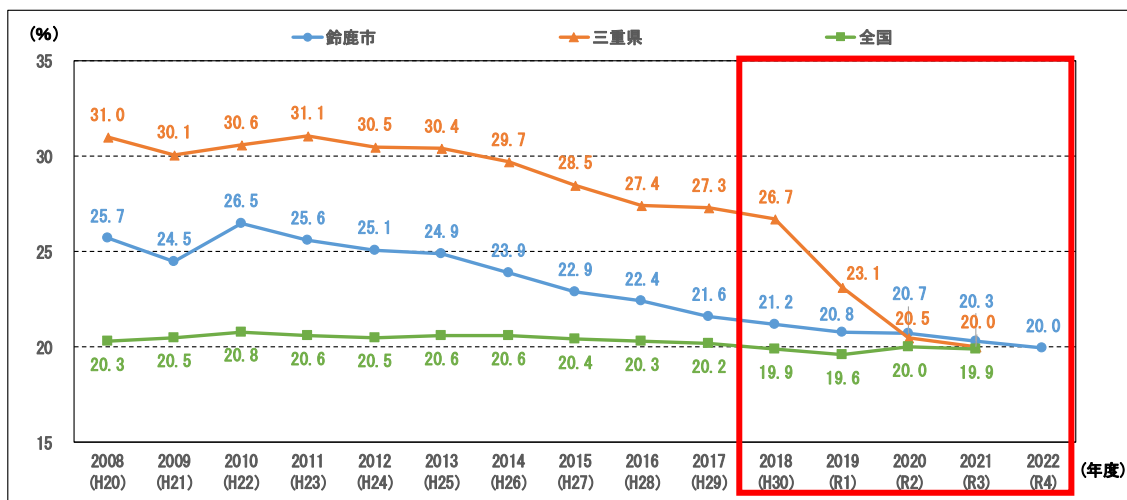


図 5 資源化率の推移（全国及び三重県との比較）

(2) 民間回収も含む資源化量及び資源化率の推移

2019（平成 31）年 3 月に現行計画を策定後、本市の資源化率は行政回収のみを計上していましたが、民間回収量を含めた資源化率として計上する方針としました。

現行計画策定後の資源化率の推移としては、行政回収のみによる資源化率は年々低下してきている一方で、民間回収を含む資源化率は横ばい傾向となっています。

なお、民間回収量の把握については、本市の小売事業者のみを対象としていますが、民間回収を行う事業者からの回収量の報告は、その報告事務が負担であるなどの理由から協力が得られにくく、その年度によって報告事業者が異なるなど、安定した把握が困難になってきています。

表 6 資源化量及び資源化率の実績

（行政回収における資源化率と民間回収も含む資源化率の比較）

（単位：t）

項目	年度	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
資源化量		14,380	14,048	13,476
民間回収を含む資源化量		16,098	16,354	15,506
資源化率（％）		20.8	20.7	20.3
民間回収を含む資源化率（％）		23.3	23.3	22.7

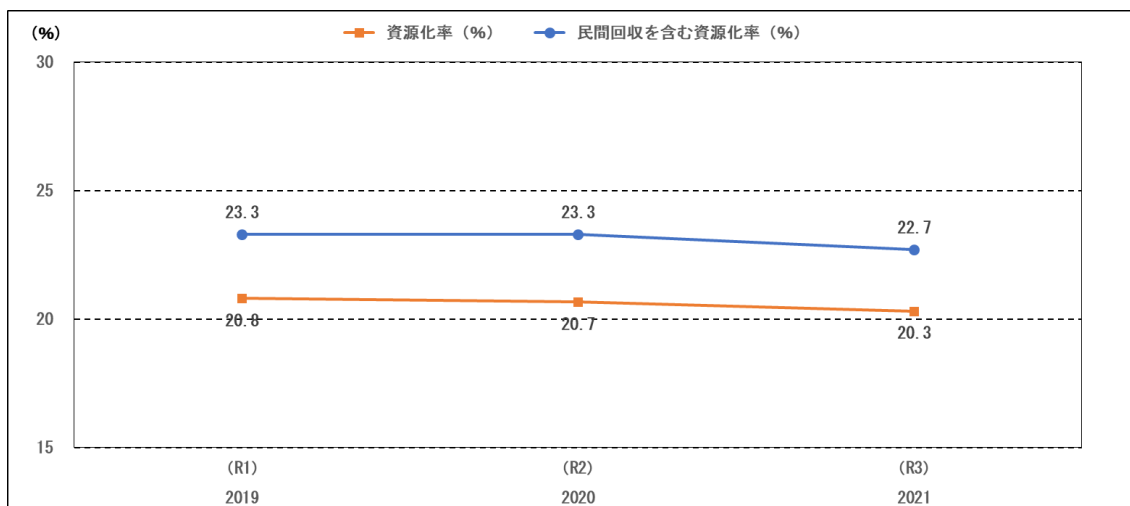


図 6 資源化率の推移（行政回収における資源化率と民間回収も含む資源化率の比較）

一般廃棄物の現状に係る課題

1. 1人1日当たりのごみ排出量の増加

「1人1日当たりのごみ排出量」は減少傾向にあったものが昨年度から増加傾向に変化し、コロナが段々収束してきますと事業活動が活発になってくることが想定され、「1人1日当たりのごみ排出量」が益々増加してくることが懸念されます。

そのため、家庭系ごみ、事業系ごみそれぞれのさらなるごみの減量化に向けた取組について検討する必要がある。

2. 資源ごみ回収量の低下

資源ごみ回収量は年々減少傾向にあり、また、ごみ排出量よりも資源化量の減少傾向の方が著しいことから、資源化率も年々低下している。

家庭系ごみや事業系ごみの中に含まれる紙類等の再生可能なごみの分別の徹底を図る等、市民、事業者、行政が協働して積極的な資源化率向上施策の展開を図る必要がある。

3. 事業系ごみの増加

現在、事業所から排出される事業系ごみのうち、飲食店等の残飯や事務所から出る書類ごみや廃プラスチック等を受け入れて処理を行っている。これらの事業系ごみは平成25年度から新型コロナウイルス感染症による影響を受け始める令和元年度まで増加傾向で推移していたが、令和2年度から令和3年度にかけて大きく減少している。

しかし、新型コロナウイルス感染症が収束に向かうにつれ、再び増加傾向になると予想されることから、事業者自らがごみの減量化や資源化の取組を積極的に推進する方向へ促すとともに、事業系ごみの減量化と資源化につながる効果的な施策を検討する必要がある。

4. その他（昨今の社会情勢から課題として挙げられるもの）

（1）プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行への対応

- ・ ペットボトル及びプラスチック製容器包装等の持続可能な循環利用のため、本市でもSDGsの目標のひとつである「持続可能な消費及び生産（つくる責任、つかう責任）」に取り組んでいく必要がある。
- ・ そのためには、従来の容器包装プラスチックに加え、製品プラスチックを資源としてリサイクルすることが求められている。
- ・ 具体的には、本市はプラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、市民の皆様にもその基準に従って適正に分別して排出して頂くように周知するよう努めなければならないこととされている。（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第31条）

(2) 安定した収集体制の確立

- ・ 中身の残ったスプレー缶やライターなどを不適切な分別のまま排出すると、ごみ集積場や収集車、焼却工場、埋立地などでの火災の原因となり、大変危険である。また、リチウムイオン電池などの小型充電電池は、強い衝撃が加わったり変形したりすると発熱・発煙・発火する可能性があり、こちらも大変危険である。
- ・ 一般廃棄物処理施設で爆発や火災等が発生すると、ごみ処理が停止するだけでなく、大規模修繕や施設の更新等が必要となるため、経済的にも大きな負担となる。
- ・ スプレー缶や二次電池といった、収集に危険を伴うごみについて、安全に処理ができる方法を検討する必要がある。

(3) 福祉部局等との連携

- ・ 高齢化の進展により、地域の集積場に自力でのごみ出しが困難な高齢者等の世帯が出てきており、これを地域の課題として捉え、互助の取組の中でごみ出し支援を進めている地域づくり協議会を支援する。また、高齢者等の生活支援を行う福祉サービスの担い手等からごみ出し等への意見を聞き取り、福祉部局と連携して対応策を検討する必要がある。

公共下水道の実績

1. 下水道処理区域内水洗化人口の実績

本市の行政区域内人口は年々減少していますが、下水道処理区域は拡大しています。

2022（令和4）年度の下水道処理区域内水洗化人口は107,963人となり、2013（平成25）年度より約24,048人の増加となっています。

行政区域内人口に占める下水道処理区域内水洗化人口の割合を示す下水道処理水洗化人口率は年々上昇しており、2022（令和4）年度は55.1%と、2013（平成25）年度の41.8%と比べ13.3ポイントの増加となっています。

表1 公共下水道の実績

項目	年度										
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	
計画処理区域内人口	200,781	200,315	200,250	200,126	200,410	199,922	199,462	198,327	196,891	195,935	
下水道処理区域内水洗化人口	83,915	89,299	91,287	93,838	98,665	100,094	101,593	102,906	105,140	107,963	
下水道処理水洗化人口率	41.8%	44.6%	45.6%	46.9%	49.2%	50.1%	50.9%	51.9%	53.4%	55.1%	

(単位：人)

※下水道処理水洗化人口率(%) = 下水道処理区域内水洗化人口(人) ÷ 計画処理区域内人口(人)

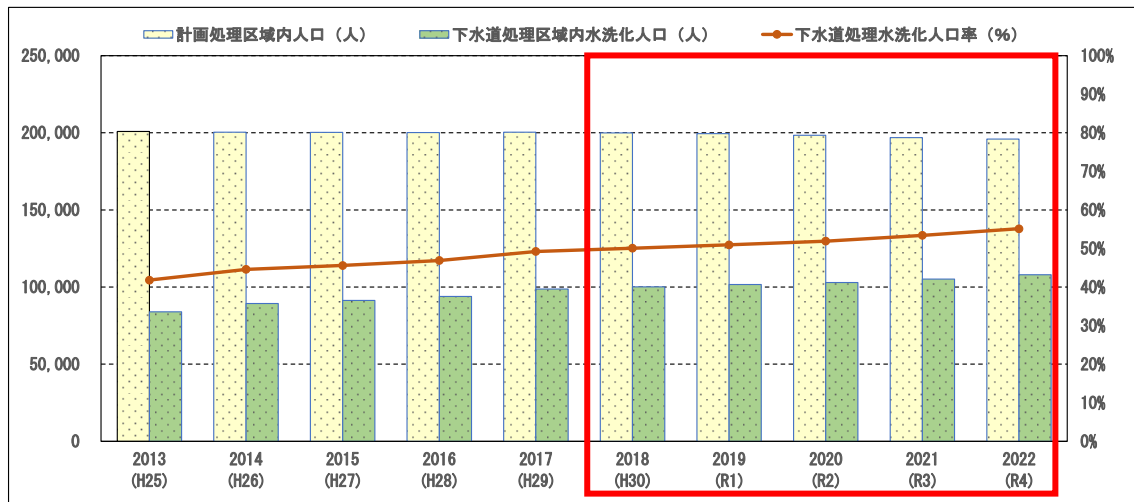


図1 下水道処理水洗化人口率の推移

2. 生活排水処理率の推移

「生活排水」とは、トイレ・台所・洗濯・風呂などから出される生活に起因する排水のことを言い、「生活雑排水」とは、生活排水のうち、し尿を除く排水のことを言います。生活排水処理施設のうち、単独処理浄化槽及び汲み取り式トイレは「し尿」のみを処理の対象とし、生活雑排水は公共用水域に未処理で放流していることから、水質汚濁の原因のひとつとなっています。したがって、これらの非水洗化人口を低減させることが生活排水処理の目標となっています。

水洗化（生活排水処理）人口は、「し尿」及び「生活雑排水」を処理している人口のことを言い、行政区域内人口に占める水洗化（生活排水処理）人口の割合を生活排水処理率と言います。

表 2 水洗化（生活排水処理）人口の実績

項目	年度									
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
計画処理区域内人口	200,781	200,315	200,250	200,126	200,410	199,922	199,462	198,327	196,891	195,935
水洗化(生活排水処理)人口	172,689	175,016	180,037	180,917	182,328	182,239	182,210	181,584	180,883	180,684
生活排水処理率	86.0%	87.4%	89.9%	90.4%	91.0%	91.2%	91.4%	91.6%	91.9%	92.2%

(単位：人)

※生活排水処理率(%)＝水洗化(生活排水処理)人口(人)÷計画処理区域内人口(人)

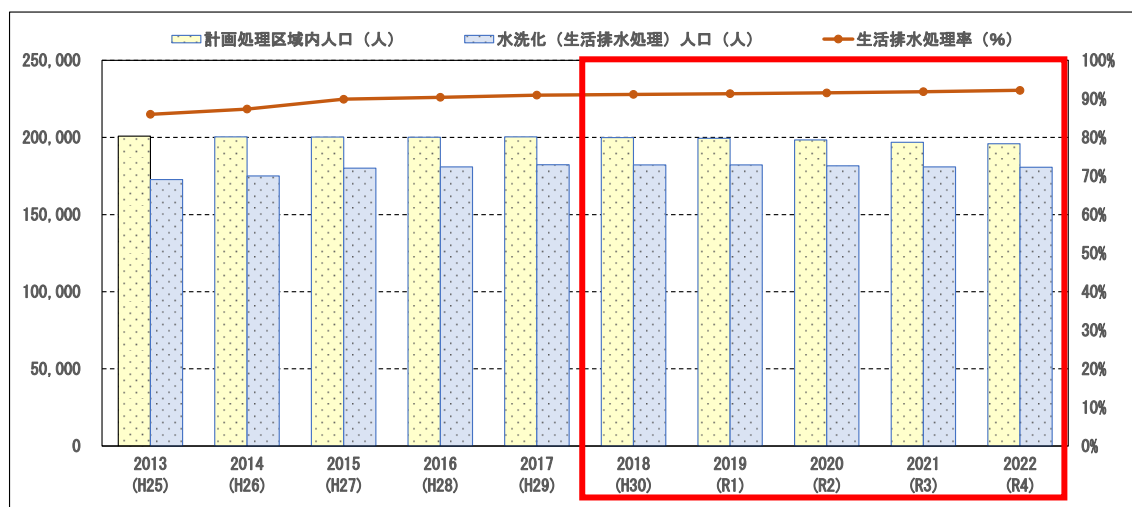


図 2 生活排水処理率の推移